

東京都公報

発行
東京都

目次

74

告示

○特定計量器定期検査の実施（五件）……………

……………（生活文化局計量検定所検査課）…

○令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額……………

……………（福祉保健局総務部職員課）…

告示（消）

○令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額……………

告示

●東京都告示第九百九十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年七月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域 練馬区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和三年九月一日から同年十一月二十六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

（二）のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第九百九十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年七月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域 台東区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

三 検査期日

令和三年九月二十二日から同年十一月五日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年七月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域 港区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和三年九月一日から同年十月十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東

京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年七月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 中央区及び港区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和三年九月一日から同年十一月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第千二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和三年七月三十日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 品川区、大田区、荒川区及び足立区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和三年九月二日から令和四年二月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千三号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	ワクチン接種専門員（救急救命士）	日額	14,000円
		時間額	1,800円

附則

この告示は、令和三年八月一日から施行する。

告示（消）

●東京消防庁告示第5号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第7条の規定に基づき、令和3年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和3年7月30日

東京消防庁

消防総監 清水 洋文

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
東京消防庁	消防業務推進員	時間額	1,600円
東京消防庁	消防活動技術指導員	時間額	1,600円
東京消防庁	災害救急情報センター員	時間額	（昼間）1,700円
			（夜間（ローテ））2,200円
東京消防庁	消防教育指導員（主任）	時間額	1,800円
東京消防庁	消防通信業務員	時間額	（昼間）1,800円
			（夜間（ローテ））2,460円

附 則

この告示は、令和3年8月1日から施行する。

発 行

東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

